

滋 監 第 1 3 4 8 号  
平成 20 年 ( 2 0 0 8 年 ) 9 月 1 7 日

部内関係各課長  
各建設管理部長  
大津土木事務所長  
各ダム建設事務所長 } 様

土木交通部監理課長  
(公印省略)

### 滋賀県建設工事請負契約約款第 2 5 条第 5 項の運用の拡充について

滋賀県建設工事請負契約約款第 2 5 条第 5 項の規定(以下「単品スライド条項」という。)の運用については、「滋賀県建設工事請負契約約款第 2 5 条第 5 項の運用について」(平成 2 0 年 6 月 2 3 日付け滋監第 9 3 0 号。以下「運用通知」という。)により、国土交通省における運用に準じて行っているところです。

平成 2 0 年 9 月 1 0 日付けで、国土交通省において、「燃料油や鋼材類以外の主要資材においても価格の上昇により、請負代金額への影響が生じるおそれがある」ことから、単品スライド条項の運用を拡充する決定がなされました。(別紙「資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について」参照)

土木交通部においても国土交通省の運用拡充に準じて、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとしたので、取扱に遺漏のないよう措置されたい。

なお、本通知に基づき単品スライド条項を適用しようとする場合には、事前に事業所管課と協議されたい。

### 記

原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通知に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えることを確認するものとする。

### 附 則

- 1 この通達は、平成 20 年 9 月 17 日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの通達の施行日以降で平成 20 年 12 月 31 日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が 2 月未満であっても、工期満了前であっても、かつ、平成 20 年 10 月 31 日までの場合は、これを行うことができるものとする。